

冒頭リマークス「生成AIに対する公正取引委員会の視点」

生成AI開発、提供、活用に関して想定される独占禁止法上及び競争政策上の論点

(1) 現時点での競争環境の考察

サービス展開の促進、多様化・・・基盤モデルの開発及び提供が活発になされることで、様々なコンテンツを生成する生成AIを活用したサービスの開発が促進されている。

オープンソースを含む多様な選択肢の存在・・・多様な選択肢が存在することによって、新規参入、新たなサービスやイノベーションの促進、顧客への多様な選択肢の提供が可能になるなど、良好な競争環境が確保されるものと考えられる。

(2) 競争政策上の論点

アクセス・・・既にデータセットへ広範にアクセスできる事業者によって、競争者が極めて重要なデータセットにアクセスすることを阻害するような行為が行われているか。

自社優遇・・・基盤モデルの提供事業者が、自社が提供する商品やサービスが有利に出現するように当該基盤モデルを開発する可能性があるか。基盤モデルを利用したサービスを提供している事業者が、自社商品やサービスを優遇する取扱いをする可能性があるか。

抱き合わせ、囲い込み・・・あるレイヤーにおける有力な事業者が、他のレイヤーにおいて自社が提供するサービスを抱き合わせて提供することにより、当該他のレイヤーにおける競争が阻害される可能性があるか。

技術若しくは保有データの取込み又は高度なスキルを持つ専門人材の囲い込みを企図する企業結合や提携等が行われる可能性があるか。

クリエイティブなデータによる学習・・・クリエイティブなデータで学習された生成AIは、潜在的に、クリエイティブをビジネスとする事業者と競争関係にある。生成AIが強固な競争優位性を確立し、当該事業者による競争の機会が失われる可能性があるか。

今後の対応の方向性

生成AIの急速な進歩に応じてアジャイルな対応が必要。上記の論点を中心に高い関心を持って注視していく。